

山形市長 佐藤孝弘様

山形市監査委員 山川稔彦
同 伊藤明彦
同 鈴木進

包括外部監査結果に関する意見について

令和 8 年 3 月 10 日付で山形市包括外部監査人から提出があった令和 7 年度包括外部監査結果報告に関し、地方自治法第 252 条の 38 第 4 項の規定による意見を次のとおり決定したので提出します。

記

令和 7 年度の包括外部監査では、「使用料及び手数料に関する財務事務の執行について」をテーマに監査が行われた。

監査結果には、市が平成 20 年度に策定した「使用料・手数料の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」を踏まえた現状の受益者負担割合が試算され、その平均値が同基本方針で定める割合に対して、0.7 倍から 1.3 倍の範囲から逸脱した場合に「著しい乖離がある」とした意見が示されている。

受益者負担割合の試算は、所管課から回答を受けた金額をもとに行われたものであるが、所管課の回答内容の妥当性が検証されていないため、試算の内容や結果に対して主に次のような疑問点が見受けられる。

- ・使用料収入金額(分子)の捉え方と、コスト試算(分母)の捉え方との整合が図られているのか
- ・使用料が一部無料である場合の取扱いが、使用料収入金額又はコスト試算に反映されているのか
- ・コスト試算から使用料収入の対象とならない業務や対象外施設部分の管理費等が除かれているのか
- ・施設の運営管理の財源として使用料収入以外の特定財源がある場合、その取扱いが反映されているのか

今般の包括外部監査の結果報告に基づき使用料・手数料の見直し(受益者負担適正化)を検討される際は、受益者負担の公平性・公正性をより適切に見極める必要があるため、受益者負担割合の試算内容を検証するとともに、個別の使用料・手数料の実情に応じたコストの分析や積算を行うなど、実態を的確に把握された上で受益者負担の適正化に取り組まれない。

山形市議会議長 丸 子 善 弘 様

山形市監査委員 山 川 稔 彦
同 伊 藤 明 彦
同 鈴 木 進

包括外部監査結果に関する意見について

令和 8 年 3 月 10 日付で山形市包括外部監査人から提出があった令和 7 年度包括外部監査結果報告に関し、地方自治法第 252 条の 38 第 4 項の規定による意見を次のとおり決定したので提出します。

記

令和 7 年度の包括外部監査では、「使用料及び手数料に関する財務事務の執行について」をテーマに監査が行われた。

監査結果には、市が平成 20 年度に策定した「使用料・手数料の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」を踏まえた現状の受益者負担割合が試算され、その平均値が同基本方針で定める割合に対して、0.7 倍から 1.3 倍の範囲から逸脱した場合に「著しい乖離がある」とした意見が示されている。

受益者負担割合の試算は、所管課から回答を受けた金額をもとに行われたものであるが、所管課の回答内容の妥当性が検証されていないため、試算の内容や結果に対して主に次のような疑問点が見受けられる。

- ・使用料収入金額(分子)の捉え方と、コスト試算(分母)の捉え方との整合が図られているのか
- ・使用料が一部無料である場合の取扱いが、使用料収入金額又はコスト試算に反映されているのか
- ・コスト試算から使用料収入の対象とならない業務や対象外施設部分の管理費等が除かれているのか
- ・施設の運営管理の財源として使用料収入以外の特定財源がある場合、その取扱いが反映されているのか

今般の包括外部監査の結果報告に基づき使用料・手数料の見直し(受益者負担適正化)を検討される際は、受益者負担の公平性・公正性をより適切に見極める必要があるため、受益者負担割合の試算内容を検証するとともに、個別の使用料・手数料の実情に応じたコストの分析や積算を行うなど、実態を的確に把握された上で受益者負担の適正化に取り組まれない。